

令和7年度

市有地（大木）
売却募集要領

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。

入札日：令和7年7月22日（火）

【参加申込受付期間：6/23(月)～7/10(木)】

入札に参加を希望する方は、この募集要領をよく読み、内容を十分に把握した上で、ご参加ください。

泉佐野市総務部総務課管財係

電話 072(463)1212

（内線 2251）

令和7年度 市有地（大木）売却募集要領

この要領は、市有地の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び買受人が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を了承の上、申し込まれますようお願いいたします。

1. 売買（入札）物件 及び 最低売却価格

土地の所在	地目	地積（㎡）	最低売却価格
泉佐野市大木501	宅地	243.38㎡	981,000円

2. 売却の方法

一般競争入札の方法により行います。

3. 契約上の特約

売買契約にあたっては、次の条件を付すこととします。

- (1) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例28号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することはできません。

4. その他特記事項

- (1) 売買物件は、現状有姿での引渡しとなります。したがって売買物件内にある石垣、石階段、ゴミ、ガラ、石等を含むものとし、また除草等の対応もいたしません。
- (2) 売買物件に地下埋設物の存在が判明した場合、その撤去等は買受者の負担において行ってください。
- (3) 売却物件は土壌汚染調査、地盤調査は行っていません。必要に応じて所有権移転後に買受者の負担において行ってください。また、調査の結果、必要となった対策工事等は買受者の負担において行ってください。
- (4) 各種供給処理施設（上下水道・電気・電話等）の利用に当たっては、各供給機関と十分協議してください。なお、利用に当たっての必要な工事等については、買受人の負担において行って下さい。

- (5) 建築物を建築する場合は、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例、泉佐野市開発指導要綱等を遵守する必要がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (6) 建築物を建築する場合は、近隣住民に対し、丁寧な対応を心掛け、工事着手する前に工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、風害、日影等の周辺への影響については、買受者の責任において対応してください。
- (7) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、泉佐野市の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は買受者の負担とします。
- (8) 買受者は、売買契約を締結後、売買物件に種類、品質及び数量に関して本契約の内容に適合しない状態を発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売買代金の減額請求若しくは損害賠償請求又は契約の解除について、この売買物件の引き渡しの日から2年以内に泉佐野市に対して協議を申し出ることができます。
- (9) 買受者は、売買契約に定める義務を履行しないために泉佐野市に損害を与えたときは、その損害賠償をしなければなりません。

5. 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての入札参加資格要件を満たす法人又は個人とします。

また、2名以上の連名（共有）にすることも可能ですが、連名者全員が入札参加資格要件を満たしていることが必要です。

- (1) 泉佐野市税について滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 泉佐野市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

6. 入札参加申込み

(1) 受付期間及び時間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月10日（木）
午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

泉佐野市役所 2階 総務部総務課 管財係
（代 表）電話 072-463-1212 内線2251・2254

(3) 申込方法

提出書類を、受付期間内に受付場所までご持参ください。
郵送での受付はできません。

(4) 提出書類

- ・市有地売却入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）

◇添付書類◇

個人の場合	ア. 住民票記載事項証明書（住民票の写し） イ. 印鑑登録証明書 ウ. 市税の納税証明書 又は ※証明書（様式第6号） ※申込人が泉佐野市に課税対象がない証明 エ. 役員(個人)調書（様式第2号）
法人の場合	ア. 法人登記簿（履歴事項全部証明書） イ. 印鑑登録証明書 ウ. 市税の納税証明書 又は ※証明書（様式第6号） ※申込人が泉佐野市に課税対象がない証明 エ. 役員(個人)調書（様式第2号）

※発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※共有で申し込まれる場合は、全員の書類が必要です。

(5) 入札参加証の交付

受付手続き終了後、市有地売却入札参加申込書兼誓約書に受付印を押印した写し（入札参加証）を交付しますので、入札当日ご持参ください。

(6) 留意事項

- ① 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行います。
- ② 申込後の辞退は可能ですが、速やかに（必ず入札日の前日までに）辞退届を提出して下さい。（辞退届の様式は自由ですが、A4サイズの用紙に参加を辞退する旨、申込者名、所在地、連絡先、担当者名を明記の上、印鑑登録された印（実印）を押印して作成し、先に交付済の入札参加証とともに提出してください。

- ③ 入札参加資格の確認のため、提出された書類の情報を警察機関へ照会します。
- ④ 入札参加申込書提出後、入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、入札参加資格を取り消します。
- ⑤ 共有で申し込まれた場合、一者でも入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、申込者全員の入札参加資格を取り消します。

7. 入札の日時及び会場等

(1) 日時

入札日	入札保証金 受付開始時間	入札開始時間
令和7年7月22日（火）	9時30分	10時00分

※入札開始時間に遅れた場合は、入札には参加できません。

(2) 場 所 泉佐野市役所 2階 201会議室

8. 入札保証金

(1) 入札者は、入札開始時間までに2階総務課において、入札保証金納付書(様式第3号)により、入札金額の100分の5以上の金額の保証小切手を納付してください。現金による納付は受付できません。

【保証小切手の見本】

	小 切 手	銀行 渡り
同 一	支払地 ○○○	
	→ 株式会社○○銀行○○支店	
	金額 ￥	
	上記の金額を 持参人 様へこの小切手と引替えにお支払いください。	
	振出日 令和 年 月 日	
	振出地 ○○○	
	振出人 株式会社○○銀行○○支店	
	支店長 ○○○○ 印	

- ※注 ① 振出人、支払人とも同一金融機関であること
② 振出日から起算して5日以内のものに限る
③ 電子交換所に参加する金融機関が振り出した小切手であること

(2) 入札保証金の取り扱い

- ① 入札保証金には利息は付しません。
- ② 入札保証金は、落札者を除き入札終了後、入札場所において直ちに返還します。

- ③ 落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができます。
- ④ 落札者が、期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属します。

9. 入札方法等

(1) 持参する物

- ① 入札参加証
- ② 印鑑 入札参加申込書に押印した印鑑（実印）をご持参ください。
※代理人が入札される場合には、委任状に押印した代理人使用印をご持参ください。
- ③ 入札保証金納付書（様式第3号）※当日納付し納付済み領収印の押してあるもの。
- ④ 委任状（様式第4号） ※代理人により入札しようとする場合
- ⑤ 筆記用具（黒ボールペン）

(2) 入札方法等

- ① 入札参加者は、所定の入札書（様式第6号）に必要事項を記載し、記名・押印の上、所定の入札箱に投函してください。
- ② 入札書は、当日入札室にてお渡ししますが、本募集要領に添付しているものを複写し、事前に記入されたものを使用することもできます。
- ③ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合は、申込者本人の委任状（様式第4号）が必要となります。委任状は、入札受付時に提出してください。
- ④ 入札書の押印は、印鑑登録された印（実印）を使用してください。
代理人が行う場合は、委任状に押印された代理人使用印を使用してください。
- ⑤ 入札書の書換え、差し替え、又は撤回することはできません。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格のない者が行った入札
- ② 入札事項について、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- ③ 入札書に記名押印がない入札
- ④ 入札金額を訂正した入札
- ⑤ 入札金額が最低売却価格に達しない入札
- ⑥ 入札保証金を納付しない者又はその金額が所定の額に満たない者が行った入札
- ⑦ 入札者又はその代理人が、他の入札代理人となり入札をした入札
- ⑧ 入札に関し、不正の入札の行為をした者が行った入札
- ⑨ 入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、入札を中止又は延期した場合においては、入札者及び入札に参加しようとする者が損害を被っても、泉佐野市はその責任を負いません。

10. 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の立会いの下で行い、泉佐野市があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札したものを落札者とします。
- (2) 開札の結果、入札最高金額が最低売却価格に達していないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。
- (3) 落札者となる同価額の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき落札者を決定します。なお、この抽選は辞退できないものとします。
- (4) 落札者は、その権利を他者に譲り渡すことはできません。

11. 売買契約の締結等

- (1) 落札者は、令和7年8月8日（金）までに泉佐野市役所において土地売買契約を締結してください。
- (2) 売買契約と同時に、売買代金を泉佐野市が発行する納付書により、泉佐野市会計窓口で納付していただきます。
- (3) 上記期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は泉佐野市に帰属することになります。この場合の入札は無効となり落札者は再度募集（公告）を行い決定することになります。

12. 所有権の移転及び物件の引渡し

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとし、同時に入札物件を引き渡したものとします。
- (2) 入札物件は、工作物等を含めた現状有姿での引渡しとなります。

13. 所有権移転登記等

- (1) 売買代金完納後、泉佐野市が所有権移転の登記を行います。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

14. 入札結果の公表

開札の結果については、その内容（物件の所在地、地目、地積、法人名（又は個人名）、落札金額）を泉佐野市ホームページ上で公開いたします。入札参加者は、このことを了承した上で参加しているものとみなします。

物件調書

所 在	泉佐野市大木501			
地 積	(公簿) 243.38㎡			
登記地目	宅地	現況	宅地	
接続道路の状況	市道大木永楽池線 (幅員約3.65～4.00m)※幅員は参考値です。			
法令等による制限・私道負担等	区 域	調整区域	用途地域	
	建ぺい率	60%	建ぺい率	200%
	文化財調査	届出要		
供給処理施設の状況	供給施設	配管等の状況	備 考	照会先及び電話番号
	公 営 水 道	有	敷地内引込有	泉佐野市上下水道局 072-467-2800
	電 気	有	敷地内引込なし	関西電力(株)岸和田営業所 072-422-5927
	都 市 ガ ス	無		大阪ガス(株)南部エネルギー営業部 072-238-2334
	公共下水道 (汚水)	無		泉佐野市上下水道局 072-450-2222
	公共下水道 (雨水)	無		
留 意 事 項	1. 売買物件は、工作物等を含む現状有姿での引渡しとなります。 2. 物件調書は、入札参加者が売買物件の概要を把握するための参考資料です。申込みの際には、自らの責任において、現地及び諸規制について調査確認してください。 3. 雨水排水の処理は関係機関と協議してください。 4. 土砂災害警戒区域内(告示番号:大阪府告示第575号)です。 5. 文化的景観範囲内です。 6. 宅地造成工事規制区域です。 7. 建ぺい率・容積率については、建築物によって制限がかかる場合もあるため、大阪府と協議が必要です。			

位置図

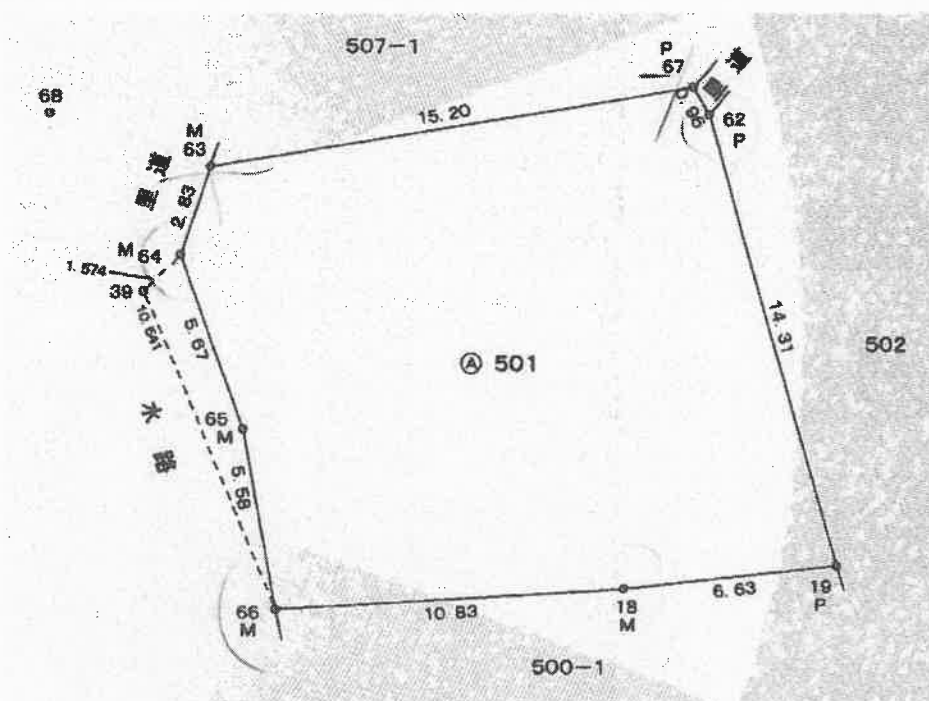
大木

井川

北村農物

Copyright 2019 泉佐野市

地積測量圖



座標求積表

地番	A 501			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
66	101.326	103.906	-11.857	-1201.422382
65	106.815	102.861	-3.024	-323.008560
64	112.132	100.882	-1.088	-121.999616
63	114.820	101.773	15.891	1824.604620
67	117.291	116.773	15.491	1816.954881
62	116.457	117.264	4.538	528.481866
19	102.722	121.311	-2.546	-261.530212
18	102.000	114.718	-17.405	-1775.310000
合計				486.770597
合計面積				243.3852985
地積				243.38 m ²

市有財産売買契約書

売渡人 泉佐野市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）
とは、令和7年度 市有地（大木）売却募集要領に基づき、次のとおり市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾記載の「物件の表示」のとおりとする。

（売買代金及び納入方法）

第3条 売買代金は、金 円とする。

2 乙は、契約締結と同時に、前項に規定する売買代金を、甲が発行する納入通知書により、泉佐野市役所内会計課において、甲に納入しなければならない。

（延滞金）

第4条 乙が第3条に規定する売買代金の納入を同条に規定する期日までに行わず延滞した場合、乙は、甲に納入期日の翌日から納付した日までの日数に応じて当該代金に対し年6.5パーセントを乗じて得た金額（100円未満の場合を除く。）を延滞金として支払わなければならない。この場合における計算方法は、1年を365日として日割計算とする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の延滞金がある場合はこれを含む。）の納入を完了したときに、甲から乙に移転したものとする。

2 売買物件は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま乙に対して引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記等）

第6条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の登記に要する費用は乙の負担とし、乙は、必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

（危険負担等）

第7条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰さない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減免若しくは損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売買代金の減額請求若しくは損害賠償請求又は契約の解除について、この売買物件の引き渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(容認事項)

第9条 乙は、別表に定める容認事項を確認し、その内容を容認の上、売買物件を買い受けるものとする。

(用途の制限)

第10条 乙は、泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例28号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

2 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

(1) 要領で定める入札参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき

(2) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき

2 前項に基づき、甲がこの契約を解除したことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

(返還金等)

第12条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が第14条第1項各号に定める義務を完全に履行したことを確認後、乙が支払った売買代金から第15条に定める金額を控除した額を返還するものとする。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(違約金)

第13条 乙は、甲がこの契約を第10条の定めにより契約を解除したときは、違約金として
金 円（売買代金の10%相当額）を甲に支払わなければならない。

(原状回復義務等)

第14条 乙は、甲がこの契約を第11条の定めにより契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる権利を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件を原状に回復して返還すること。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

2 前項第3号ただし書により売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権は全て甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。

3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(返還金からの控除)

第15条 甲は、第12条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は、甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第13条に定める違約金
- (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第14条第3項に定める損害賠償金

(法令等の厳守)

第16条 乙は、建築物の建設に当たっては、都市計画法、建築基準法その他関係法令、関連条例及び泉佐野市開発指導要綱等を遵守しなければならない。

(契約費用等の負担)

第17条 収入印紙税等この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

2 甲から乙への所有権移転登記に要する費用等は、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、大阪地方裁判所又は佐野簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売渡人 甲 泉佐野市市場東一丁目1番1号

泉佐野市

代表者 泉佐野市長 千代松 大耕

買受人 乙

物件の表示

土地の所在	地目	地積
泉佐野市大木501	宅地	243.38㎡

別表（第9条関係）

容認事項
(1) 売買物件にゴミ、ガラ、石、埋設物等が存在した場合の撤去に要する費用は乙の負担とする。
(2) 売買物件は土壌汚染調査及び地盤調査は行っていない。必要に応じて調査を行う場合の費用等は乙の負担とする。また調査の結果、売買物件に土壌汚染及び地耐力不足等が判明した場合の対策費用等は乙の負担とし、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
(3) 乙は、上水道、電気及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び施設管理者等と協議の上、乙の負担により工事等を行うものとする。
(4) 建築物を建築する際は、関係機関及び近隣住民等地元関係者と協議、調整等を乙の責任において行うものとする。

(様式第1号)

※受付印

市有地売却（一般競争入札）入札参加申込書 兼 誓約書

泉佐野市が実施する市有地売却につき、下記事項を誓約のうえ、必要書類を添えて下記物件の入札参加を申し込みます。

- 1 私は「令和7年度市有地（大木）売却募集要領」に記載する入札参加の要件を満たしています。
- 2 私は「令和7年度市有地（大木）売却募集要領」、売買物件の現状及び法令上の規制等をすべて承諾のうえ入札に参加します。後日、これらについて一切の責を泉佐野市に要求いたしません。

泉佐野市長 様

令和 年 月 日

入札参加申込者

住 所

氏名又は法人名

及び代表者名

(実印)

【共有者】

住 所

氏名又は法人名

及び代表者名

(実印)

土 地 の 所 在 地	地 積
泉佐野市大木501	243.38㎡

連絡先 担当部署 _____ 担当者 _____

電話番号 () — FAX () —

※共有で申込まれる場合は、入札参加申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う者を記入してください。

(様式第2号)

令和 年 月 日

役員(個人)調書

泉佐野市長 様

住 所

法人名及び

代表者名

(実印)

氏 名	役 職 名	住 所 (生年月日)
(フリガナ)		
		大正・昭和 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和 年 月 日生

当社役員(個人)は、次のとおりです。

※法人登記簿に記載されている役員全員(代表者を含む)を記載してください。

令和 年 月 日

入札保証金納付書

泉佐野市長 様

入札参加申込者

住 所

氏名又は法人名

及び代表者名

(実印)

代 理 人

住 所

氏 名

(代理人使用印)

令和7年度市有地（大木）売却に係る一般競争入札の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

領収日
付印

入札物件

土地の所在地	地 積
泉佐野市大木501	243.38㎡

保 証 金 額		円		
種 別	支払地		記号番号	備 考 (発行年月日)
	金融機関名	支店名		
銀行支払保証 小切手	銀行	支店		
落札者以外には本日還付いたします。				
令和 年 月 日				
上記の保証金の還付を受取りました。		氏名	印	

(注) 1. 入札当日の受付までに、必ず必要事項を記入し押印しておいてください。

2. 代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

令和 年 月 日

委 任 状

泉佐野市長 様

委任者	住 所
	氏名又は 法人名及び 代表者名 (実印)

私は、次の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

代理人	住 所
	氏 名

代理人 使用印	
------------	--

記

土 地 の 所 在 地	地 積
泉佐野市大土501	243.38㎡

(注) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

入 札 書

- ・金額はアラビア数字とすること
- ・訂正しないこと
- ・初めの数字の頭に¥をいれること

金 額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	一	
											円

入札物件

土地の所在地	地積
泉佐野市大木501	243.38㎡

「令和7年度市有地（大木）売却募集要領」等を承知のうえ上記金額のとおり入札します。

令和 年 月 日

入 札 者（入札参加申込者）

住 所

〔 氏名又は
法人名及び
代表者名 〕

（実印）

代 理 人

住 所

〔 氏名又は
法人名及び
代表者名 〕

（代理人使用印）

泉佐野市長 様

（注）1 黒の万年筆又はボールペンで記入し、印鑑登録印を押印してください。

（注）2 代理者が入札する場合は、入札者の住所・氏名（印鑑不要）を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入（委任状の代理人使用印を押印）してください。

証 明 書

令和 年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

証 明 書 の
使 用 目 的

市有地売却一般競争入札参加申込みのため

上記の目的に使用するため、下記の事項について証明願います。

証明を必要とされる者

住所

氏名

上記の者の令和7年度の課税がないことを証明願います。

上記の通り相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

泉佐野市長 千代松 大耕

※ この証明を申請するときは、正副2部提出で申請してください。